

## 役員費用弁償規程

社会福祉法人 西牟田保育園

## 定款第9条による另行に定める報酬等の 支給基準について

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人西牟田保育園の法人業務に伴う評議員及び役員に対する費用弁償について定めることを目的とする。

### (業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員
- (2) 理事会
- (3) 監事による定期または臨時監査
- (4) 行政機関による監査の立ち会い
- (5) 評議員及び役員の研修会及び他の施設の視察業務
- (6) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (7) その他理事長が必要と認めた業務

### (費用弁償)

第3条 前条第1号から第4号の業務の場合は、費用弁償として次に定める1日当たりの額に出席日数を乗じて得た額を支給する。

1日当たりの額 ₪5,000,-

2 前条第5号及び第6号の業務の場合は、費用弁償として「旅費規程」を準用し、園長の旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料）に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として評議員及び役員の住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が代理に法人業務のために旅行する場合は、当該施設を起点として当該職員の旅費規程に準じた額の旅費を支給する。

3 前条第7項の業務の場合は、業務内容に応じて、前2項に規定する額を支給する。

### (適用除外)

第4条 施設職員であつて法人の役員を兼務する者については、第2条第1号から第4号の業務の場合は、この規定を適用しない。

ただし、やむを得ず当該法人の施設以外で行う場合は、前条第2項により支給する。

### (雜則)

第5条 この規定に定めのない事項については、別に定める。

(改 正)

第6条 本規程を改正する必要が生じた場合には、本法人理事会の議決を経なければならぬ。

附 則

この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。